

台湾税務および投資法令アップデート

2017年6月

所得税法

税金徴収法第5条の1、第46条の1改正案が国会を通過

国際的な情報透明性の向上に伴い、非協力的な租税管轄区域としてリストアップされるのを避けるべく、台湾も法的根拠を完備し、情報透明性に関する新しい国際基準に基づいた「税務用途情報(金融口座情報も含める)に関する自動的交換」を実施することが求められています。そのため、先般5月26日に立法院(国会)にて税金徴収法第5条の1、第46条の1改正案が通過されました。改正のポイントは次の通りです。

1. 財政部は互惠原則に基づき、外国政府または国際組織と税務用途情報の交換、その他の税務協力の相互提供に関する条約もしくは協定について協議し取り決めることが可能。
2. 前述の条約または協定の実行に関する協議および取り決めは互惠原則に基づく。
3. 取り決めた条約または協定により、財産、所得、営業、納税、金融口座あるいはその他の税務情報について、個別案件により自動的および自発的に情報交換を行うことが可能。関連機関、団体または個人は税務関連情報の提供に協力することが必要で、金融口座のデューデリジェンスまたはその他の審査(例えば、「レポーティングとデューデリジェンスの規則を含む共通報告基準(CRS)」)を実施すべき情報については、審査後に提供しなければならず、金融および税務関連法令の秘密保持に関する規定による制限を受けない。
4. 金融監督管理委員会および関連機関と会議を行い子法規を制定する権限を財政部に授権し、実務作業のプロセスなど関連する実行事項を明確に定める。
5. 機関、団体あるいは個人が関連機関による調査を拒否、もしくは関連情報の提供に協力しなかった場合、あるいは規定どおりに従金融口座のデューデリジェンスを実施しなかった場合の処罰規定を定める。

PwC台湾の見解

経済のグローバル化と国際的な租税回避行為防止の潮流に伴い、情報透明性の強化は必ず将来の税務トレンドとなることが予想されます。税務リスクを低減するため、企業または個人は最新法令により想定されるインパクトをタイムリーに把握し、対応する租税方針を確立されることが望まれます。

「実質的管理の場所適用規定」の制定および公布

完備した租税回避対策税制を構築し租税公平性を維持するとともに、営利事業の租税協定適用の権利を守るため、2016年7月27日に所得税法第43条の4が増設され公布されました。営利事業者の実質的管理の場所(PEM)が台湾内にある場合は台湾居住者とみなされ、法人税が課されるとともに、台湾と32ヶ国が署名し発効している租税協定を適用することができます。前記の租税回避対策税制の運用と、税金徴収側と納付側による遵守のため、財政部は先般5月23日に「実質的管理の場所適用規定」を公布しました。当該規定の要点は次の通りです。

1. 実質的管理の場所(PEM)に該当する要件

1~3の要件を満たした場合に PEMに該当する	説明
1. 「管理に関する重大な意思決定」を行っている	「意思決定者」が台湾内の個人、台湾にある会社もしくは台湾における PEM である(以下いずれかの状況に該当する場合)
	<ol style="list-style-type: none"> 業務執行株主または董事の半数以上が台湾内の個人、台湾にある会社または台湾における PEM(もしくはそれによって任命/指揮される者)である。 管理に関する重大な意思決定を行う董事長、総経理が台湾内の個人(もしくはそれによって任命/指揮される者)。
	「実行場所」が台湾にある(下記要素に基づき総合的に判断する)
	<ol style="list-style-type: none"> 取締役会の場所 董事長/総経理の職務執行の場所 本社の所在地 重要な機能を実行する管理場所
● 「意思決定者」－ A. 台湾内の個人 B. 台湾内の会社 C. 台湾における PEM	
● 「実行場所」－台湾にある	管理に関する重大な意思決定
	<ol style="list-style-type: none"> 経営：経営方針、重大な業務または財産に関する方針決定/変更 財務：投資、資金調達、融資および財務リスク(その資金調達、保管、送金の場所とは無関係) 人事：人事任命、雇用、給与などに関する意思決定
2. 帳簿の作成/保管場所が台湾にある	管理レポート、帳簿、取締役会/株主総会の議事録の作成/保管場所が台湾にある
3. 経営活動を行う場所が台湾にある	主な経営活動を行う場所が台湾にある(設立・登記した場所で主な経営活動が行なわれていない)

注：台湾の証券管理機関に合わせて上場・店頭公開審査基準に基づき遵守事項を定めている場合は、これを該当要件として判断しない (F株(海外登記会社で台湾で上場した株式)の排除条項)。

2. 実質的管理の場所(PEM)の認定方法

	自己申請	税務機関による審査と認定
認定方法	一旦選択すると、変更できない	税務機関による認定は財政部に申告し許可を受けることが必要(適用期間は施行日から3年以内、必要に応じて3年延長可能)
適用時点	申請日または登記日を自由に選択	許可された日の翌日より1ヶ月以内に登記して適用する
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国での設立登記書類(会社名および住所、営業項目、資本金額、取締役名簿および住所、ならびに所在地の海外駐在機関による認証) 2. グループ組織図 3. 当年度および前年度の財務報告書 4. 当年度および前年度の取締役/上級管理職の基本情報および住所 5. 当年度および前年度の取締役/株主総会の議事録 6. 重大な意思決定を行う台湾内の個人または台湾にある会社の責任者が各種税金の納税、源泉徴収を行う旨を記載した承諾書 	
審査・認定のための举证責任	举证義務：外国営利事業者は举证責任を負う	<ol style="list-style-type: none"> 1. 举证義務：税務機関は举证責任を負う。 2. 協力義務：重大な意思決定を行う台湾内の意思決定者の台湾における固定的営業場所は協力義務を負う。

3. 実質的管理の場所(PEM)の台湾での税務遵守事項

税務遵守範囲	所得/費用申告の起算時点	説明
<ul style="list-style-type: none"> • 中間納付/決算/欠損金の10年間繰越控除 • 未処分利益 • 基本所得税額(AMT)申告 	申請日/登記日 期限満了日の翌日 (期限内に登記を行わなかった場合)	台湾源泉所得を得ている場合、PEM許可書を提示し、給付者が規定により源泉徴収を行わなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> • 源泉徴収義務 • 源泉徴収/配当申告 		<ol style="list-style-type: none"> 1. 株主に分配する利益について、PEMに該当する以降に新規獲得した利益のみが台湾源泉所得となる。 2. PEMに該当する前に分配された利益については、台湾の個人株主である場合、所得基本税額の

税務遵守範囲	所得／費用申告 の起算時点	説明
		<p>課税対象として 20%課税され、台湾の法人株主である場合、法人税の課税対象として 17%課税される。</p> <p>3. PEM の株主が PEM 株式(F 株ではない株式)を処分する際、その増益は台湾の財産取引によるものであるため、所得税が課徴される。</p> <p>4. 台湾が締結し発効している租税協定を適用する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 登記変更 • 抹消(解散、廃止、合併、譲渡) 		<p>税務機関により PEM と認定されたものについて、将来取引が実質的に変更となった場合、自主的に税務機関に申請し登記変更を行うことができる(事実が発生した日から 15 日以内に申請する)。</p>

PwC台湾の見解

国際的な租税回避行為防止の潮流に直面せざるを得ない状況にあり、台湾の多国籍企業もグループの税務・投資スキームおよび取引モデルの妥当性について見直す必要があります。将来に向けての租税ガバナンスの原則では、租税方針とビジネスモデルとの整合性を一層強調することが必要なほか、グループの税務リスク管理には、企業のバリューチェーンおよび関係会社との移転価格の合理性について見直すことが望まれます。

財政部が「被支配外国法人適用規定」の草案改定版を公布し当該規定の制定を予告

財政部は2016年末に「被支配外国法人(CFC)適用規定」の草案を公布し当該規定の制定を予告しましたが、財政部は各界からの意見を参考して一部条文を改正し、先般6月8日に最新版の改正草案を公布し制定を予告しました。当該規定の改正草案は予告日の翌日から60日間各界から意見を求めます。

条文は合計10条あり、改正前の草案との違いは主に計算式の微調整のほか、租税回避行為防止条項が追加されています。重要な新設条項もしくは改正のポイントは以下の通りです。

条文	新設条項／改正のポイント
2	<p>営利事業とその関連者のCFCに対する持株比率について判定する際、株式譲渡などにより税負担を不当に回避する事実がある場合、その比率の認定のタイミングは、「営利事業の決算日」から「当年度の任意の日」に変更される。</p>

条文	新設条項／改正のポイント
4	<p>「軽課税地域」の判定については、現地国の法定税率が低税率(国内源泉所得のみに対する課税も含める)か否かを主な認定基準とし、排除条項は設けられていない。財政部は別途「軽課税地域」の参考リスト(ブラックリスト)を公告する。</p>
5	<p>1.CFC適用除外要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的に運営活動を行っている：受動的所得の割合が10%未満の場合も含まれ、金融業の適用除外要件および計算式も明確された。 ・当年度利益が標準以下：CFC個別の当年度利益がNT\$700万以下の場合には適用が除外される。ただし、営利事業者が所有する「全て」のCFCの当年度の「利益および損失」が合計NT\$700万を超過する場合、いずれのCFCも適用を除外できない。 <p>2.CFCの当年度利益の計算について、CFCからの非軽課税投資先で決議された利益配当の金額は加算しなければならず、当該投資先が中国でない場合は「純額」(所得源泉国での源泉徴収税額を控除した金額)で計算し、二重課税の可能性を低減する。</p> <p>3.法令が施行された後、CFCからの非軽課税投資先で決議された「過年度」の利益配当については、分配日の年度にCFCの配当収入として課税所得に計上し、施行日前にすでに分配された利益は計上しない。</p> <p>4.税務申告時に、台湾の会計基準に適合し台湾または現地の会計士監査済みのCFC財務報告書を提示する以外、その他の証明書類で代替することも可能。</p>
6	<p>1.CFCに該当した時点以降に発生した欠損は10年にわたりCFCの当年度利益から控除でき、CFCに該当する年度ならびにCFCに該当した時点「以前」に発生した損失は、利益から控除できない。</p> <p>2.CFCが当年度に適用除外要件を満たしても、過年度の欠損の控除は当年度利益からの控除は認められるが、それ以降の年度への繰越はできない。</p>

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
桃原隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.